

「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」新旧対照表

改正後	改正前
<p>府子本第571号 28文科初第727号 雇児発0823第1号 平成28年8月23日</p>	<p>府子本第571号 28文科初第727号 雇児発0823第1号 平成28年8月23日</p>
<p>[最終改正] 府子本第439号 31文科初第5号 子発0425第1号 平成31年4月25日</p>	<p>[最終改正] 府子本第360号 30文科初第100号 子発0416第6号 平成30年4月16日</p>
<p>各 都道府県知事 殿</p>	<p>各 都道府県知事 殿</p>
<p>内閣府子ども・子育て本部統括官</p>	<p>内閣府子ども・子育て本部統括官</p>
<p>(印影印刷)</p>	<p>(印影印刷)</p>
<p>文部科学省初等中等教育局長</p>	<p>文部科学省初等中等教育局長</p>
<p>(印影印刷)</p>	<p>(印影印刷)</p>
<p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p>	<p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p>
<p>(印影印刷)</p>	<p>(印影印刷)</p>
<p>特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について</p>	<p>特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について</p>
<p>「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」(平成27年内閣府告示第49号。以下「告示」という。)の実施に伴う留意事項は下記のとおりであるので、十分御了知の上、各都道府県においては、貴管内の市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対して遅滞なく周知を図られたい。</p>	<p>「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」(平成27年内閣府告示第49号。以下「告示」という。)の実施に伴う留意事項は下記のとおりであるので、十分御了知の上、各都道府県においては、貴管内の市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対して遅滞なく周知を図られたい。</p>

改正後	改正前
<p>なお、本通知は平成 28 年 4 月 1 日より適用することとし、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成 27 年 3 月 31 日付府政共生第 350 号、26 文科初第 1464 号、雇児発 0331 第 9 号)は廃止する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第 1 公定価格の具体的な算定方法等 (1) 算定方法、加算の要件及び申請手続き等 (略)</p> <p>(2) 教育標準時間認定子どもに係る経過措置 (略)</p> <p>(3) 都道府県及び市町村が設置する特定教育・保育施設の公定価格 (略)</p> <p>第 2 月途中で利用を開始又は利用を終了した子ども等に係る公定価格の算定方法 (略)</p>	<p>なお、本通知は平成 28 年 4 月 1 日より適用することとし、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成 27 年 3 月 31 日付府政共生第 350 号、26 文科初第 1464 号、雇児発 0331 第 9 号)は廃止する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第 1 公定価格の具体的な算定方法等 (1) 算定方法、加算の要件及び申請手続き等 特定教育・保育等に要する費用の額(以下「公定価格」という。)の算定に関する基準については、告示に定めるところであるが、具体的な算定方法、加算の要件及び申請手続き等については、別紙 1 から別紙 10 によること。</p> <p>(2) 教育標準時間認定子どもに係る経過措置 教育標準時間認定子どもに係る施設型給付費等の額については、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)附則第 9 条第 1 項第 1 号及び同項第 2 号イ及びロ並びに同項第 3 号イ及びロの規定により、国庫負担対象部分と地方単独費用部分に分かれるが、告示に定める別表第二等の額は、地方単独費用部分も含め、特定教育・保育に通常用する費用の額としての標準価格を示しているものであり、国庫負担対象部分は、この標準価格に 1,000 分の 734 を乗じて得た額としている。 地方単独費用部分は地域の実情等を参酌して市町村が定めることとされているが、新制度の円滑な実施には、給付額が適正に設定されることが重要であり、また、標準価格は幼稚園等に求められる職員配置基準等を踏まえた必要な費用の実態に基づき、人件費の地域間格差も踏まえて設定した標準的な給付水準であること等を踏まえ、各市町村は、基本的に、この標準価格に基づき、各市町村において給付額を設定いただくようお願いしたいこと。 なお、地方財政措置についても、標準価格を基に設定する予定としていることから、こうしたことも十分に踏まえた対応とすること。</p> <p>(3) 都道府県及び市町村が設置する特定教育・保育施設の公定価格 別紙 1 から別紙 4 及び別紙 10 については、都道府県及び市町村以外の者が設置する特定教育・保育施設(以下「私立施設」という。)に適用されるものであり、都道府県及び市町村が設置する特定教育・保育施設に係る公定価格については、私立施設に適用される公定価格の基準や地域の実情等を踏まえて、施設の設置主体である都道府県及び市町村が定めるものであること。</p> <p>第 2 月途中で利用を開始又は利用を終了した子ども等に係る公定価格の算定方法 (1) 月途中で利用を開始又は利用を終了した子どもに係る公定価格の算定方法 公定価格については、告示に定めるところにより各月の額を算定することになるが、月途中で利用を開始又は利用を終了した子どもに係る公定価格については、以下の算式 1 又は算式 2 を用いて、日割りにより算定すること。</p> <p style="text-align: center;">算式 1 月途中で利用を開始した子どもに係る公定価格の算定方法 告示により算定された各月の公定価格 × その月の月途中の利用開始日からの開所日数(注1) ÷ 日数(注2)</p>

改正後	改正前
<p>第3 施設型給付費等の支弁方法 (略)</p> <p>第4 充足すべき職員数の算定方法について (略)</p> <p>(1) 基本分単価において充足すべき職員と各加算について 3歳児配置改善加算、満3歳児対応加配加算、講師配置加算、チーム保育加配加算、主幹教諭等(主任保育士)専任加算、指導充実加配加算、チーム保育推進加算、学級編制調整加配加算、療育支援加算及び障害児保育加算の認定に当たっては、基本分単価において充足すべき年齢別配置基準職員数及び年齢別配置基準職員を補完する職員数を満たした上で、それぞれの加算において求める職員数を充足すること。また、事務職員雇上費加算、事務職員配置加算及び事務負担対応加配加算の認定に当たっては、基本分単価において充</p>	<p>算式2 月途中で利用を終了した子どもに係る公定価格の算定方法 告示により算定された各月の公定価格^(注1) × その月の月途中の利用終了日の前日までの開所日数^(注1) ÷ 日数^(注2)</p> <p>(注1) 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が定める特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行う日をいい、(注2)の「日数」を超える場合は「日数」とする。 (注2) 教育標準時間認定子ども又は幼稚園から特別利用教育の提供を受ける保育認定子どもの場合 20日 上記以外の子ども場合 25日 (注3) 上記により算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。</p> <p>(2) 月途中で認定区分が変更した子どもに係る公定価格の算定方法 施設型給付等の支給を受けていた子どもが、保護者の就労状況等の変化により、認定区分が変更した場合については、変更した日の属する月の翌月(月初日に変更となった場合はその月)から適用する公定価格を変更すること。 なお、当該取扱は、認定区分の変更前後において、同一の施設・事業所を利用する場合に限るものであり、認定区分の変更と併せて利用する施設・事業所が異なる場合については、変更前後の施設・事業所において、それぞれ(1)により算定すること。</p> <p>第3 施設型給付費等の支弁方法 (1) 施設・事業者からの請求 施設型給付費等については、毎月、施設・事業者から施設型給付費等の法定代理受領に係る請求書(私立保育所にあつては委託費に係る請求書)を徴して支弁すること。 なお、各施設の利用状況や加算の認定状況等を把握することにより、職権で支弁できる場合については、この請求を簡素化することができること。 また、施設型給付費等については、当該施設・事業所を利用する子どもの実人員に応じて支弁されるものであること。</p> <p>(2) 支弁時期 各月初日に利用する子どもに係る施設型給付費等については、当月分は遅くともその月中に支弁すること。 また、月途中で利用を開始又は利用を終了した子どもに係る施設型給付費等については、翌月の支給時(翌月初日に利用する子どもに係る施設型給付等の支給時)に併せて支弁又は精算をすること。</p> <p>第4 充足すべき職員数の算定方法について 公定価格における充足すべき職員数については、別紙1から別紙10に規定するところである。</p> <p>(1) 基本分単価において充足すべき職員と各加算について 3歳児配置改善加算、満3歳児対応加配加算、チーム保育加配加算、主幹教諭等(主任保育士)専任加算、指導充実加配加算、チーム保育推進加算、学級編制調整加配加算、療育支援加算及び障害児保育加算の認定に当たっては、基本分単価において充足すべき年齢別配置基準職員数及び年齢別配置基準職員を補完する職員数を満たした上で、それぞれの加算において求める職員数を充足すること。また、事務職員雇上費加算、事務職員配置加算及び事務負担対応加配加算の認定に当たっては、基本分単価において充足すべき事務職</p>

改正後	改正前
<p>足すべき事務職員及び非常勤事務職員^(注)を満たした上で、それぞれの加算において求める事務職員及び非常勤事務職員を充足すること。</p> <p>また、施設・事業所において地域子ども・子育て支援事業等を実施している場合は、それらの事業等において求められる職員の配置を含めて充足状況を確認すること。</p> <p>(注) 園長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置は不要であること。</p> <p>(2) 各加算の適用順位について (略)</p> <p>(3) 常勤以外の職員配置について (略)</p>	<p>員及び非常勤事務職員^(注)を満たした上で、それぞれの加算において求める事務職員及び非常勤事務職員を充足すること。</p> <p>また、施設・事業所において地域子ども・子育て支援事業等を実施している場合は、それらの事業等において求められる職員の配置を含めて充足状況を確認すること。</p> <p>(注) 園長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置は不要であること。</p> <p>(2) 各加算の適用順位について 各加算の適用に優先順位はなく、各園の実情に応じて必要な加算を選択できること。</p> <p>(3) 常勤以外の職員配置について 常勤以外の職員を配置する場合については、下記の算式によって得た数値により充足状況を確認すること。なお、学級担任は原則常勤専任であることに留意すること。</p> <p style="text-align: center;">算式 常勤以外の職員の1か月の勤務時間数の合計 ÷ 各施設・事業所の就業規則等で定めた常勤職員の1か月の勤務時間数 = 常勤換算値</p>
<p>第5 虚偽等の場合の返還措置 (略)</p>	<p>第5 虚偽等の場合の返還措置 市町村長は、公定価格における充足すべき職員の配置状況や、各加算等の要件について、指導監督等を通じてその適合状況を把握すること。</p> <p>また、指導監督等の結果、施設・事業者が虚偽又は不正の手段により加算の認定等を受けていることが認められた場合には、既に支給された加算等の全部又は一部の返還措置を講じること。</p>

改正後	改正前
別紙 1 (幼稚園 (教育標準時間認定 1号))	別紙 1 (幼稚園 (教育標準時間認定 1号))
<p>地域区分等</p> <p>1. 地域区分 () (略)</p> <p>2. 定員区分 () (略)</p> <p>3. 認定区分 () (略)</p> <p>4. 年齢区分 () (略)</p>	<p>地域区分等</p> <p>1. 地域区分 () 利用する施設が所在する市町村ごとに定められた告示別表第一による区分を適用する。</p> <p>2. 定員区分 () 利用する施設の教育標準時間認定子どもに係る利用定員の総和に応じた区分を適用する。</p> <p>3. 認定区分 () 利用子どもの認定区分に応じた区分を適用する。</p> <p>4. 年齢区分 () 利用子どもの満年齢に応じた区分を適用する。 なお、年度の初日の前日における満年齢に基づき区分した場合に、年齢区分が異なる場合は、適用される年齢区分における基本分単価 ()、処遇改善等加算 () 及び 3 歳児配置改善加算 () の単価について、それぞれの「月額調整」欄に定める額に置き替えて適用するものとする。</p>
<p>基本部分</p> <p>1. 基本分単価 ()</p> <p>(1) 額の算定 (略)</p> <p>(2) 基本分単価に含まれる職員構成 (略)</p> <p>(ア) 園長</p> <p>(イ) 教員 (教諭等) 基本分単価における必要教員数 (園長及び幼稚園設置基準 (昭和 31 年文部省令第 32 号) 第 5 条第 3 項に規定する教員を除く。) は以下の と を合計した数であること。</p> <p>年齢別配置基準 (略)</p>	<p>基本部分</p> <p>1. 基本分単価 ()</p> <p>(1) 額の算定 地域区分 ()、定員区分 ()、認定区分 ()、年齢区分 () (以下「地域区分等」という。) に応じて定められた額とする。</p> <p>(2) 基本分単価に含まれる職員構成 基本分単価に含まれる職員構成は以下のとおりであることから、これを充足すること。 (ア) 園長</p> <p>(イ) 教員 (教諭等) 基本分単価における必要教員数 (園長及び幼稚園設置基準 (昭和 31 年文部省令第 32 号) 第 5 条第 3 項に規定する教員を除く。) は以下の と を合計した数であること。また、これとは別に非常勤の講師が配置されていること (教育標準時間認定子どもに係る利用定員が 35 人以下又は 121 人以上の施設に限る。)</p> <p>年齢別配置基準 4 歳以上児 30 人につき 1 人、3 歳児及び満 3 歳児 20 人につき 1 人 (注 1) ここでいう「教員 (教諭等)」とは、幼稚園教諭免許状を有する者をいうこと (なお、副園長及び教頭については、この限りでない。)</p> <p>(注 2) ここでいう「4 歳以上児」及び「3 歳児」とは、年度の初日の前日における満年齢によるものであること。 また、「満 3 歳児」とは、年度の初日の前日における満年齢が 2 歳で、年度途中で満 3 歳に達し入園した者をいうこと。 (注 3) 確認に当たっては以下の算式によること。</p>

改正後	改正前
<p>学級編制調整加配 (略)</p> <p>(ウ)その他 (略)</p> <p>基本加算部分</p> <p>1. 処遇改善等加算 () (略)</p> <p>2. 副園長・教頭配置加算 () (略)</p>	<p><算式> { 4歳以上児数×1/30 (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て)) } + { 3歳児及び満3歳児数×1/20 (同) } = 配置基準上教員数 (小数点以下四捨五入)</p> <p>学級編制調整加配 教育標準時間認定子どもに係る利用定員が36人以上300人以下の施設に1人</p> <p>(ウ)その他 事務職員及び非常勤事務職員 (注)園長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置は不要であること。 (注)非常勤事務職員については、週2日分の費用を算定。 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師 (注)嘱託等で可。</p> <p>基本加算部分</p> <p>1. 処遇改善等加算 () (1) 加算の要件及び加算の認定 加算の要件及び加算の認定は別に定めるところによる。</p> <p>(2) 加算額の算定 加算額は、地域区分等に応じた単価に、別に定めるところにより認定した加算率×100を乗じて得た額とする。</p> <p>2. 副園長・教頭配置加算 () (1) 加算の要件 園長以外の教員として、次の要件を満たす副園長又は教頭を配置している施設に加算する。配置人数にかかわらず同額とする。 学校教育法(昭和22年法律第26号)第27条に規定する副園長又は教頭の職務をつかさどっていること。学級担任など教育・保育への従事状況は問わない。 学校教育法施行規則(昭和25年文部省令第11号)第23条において準用する第20条から第22条までに該当するものとして発令を受けていること。幼稚園教諭免許状を有さない場合も含む。 当該施設に常時勤務する者であること。 園長が専任でない施設において、幼稚園設置基準第5条第3項に規定する教員に該当しないこと。</p> <p>(2) 加算の認定 (ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、新たに加算を認定するにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請(施設名、加算の適用開始年月、副園長又は教頭となる者の氏名、年齢等を記載した履歴書等)を徴して(1)の要件への適合状況を確認すること。 (イ) 市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しな</p>

改正後	改正前
<p>3. 3歳児配置改善加算（ ） （略）</p>	<p>なくなった日の属する月の翌月（月の初日に（1）に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。</p> <p>（3）加算額の算定 加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価に1の（2）で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額とする。</p> <p>3. 3歳児配置改善加算（ ）</p> <p>（1）加算の要件 の1.（2）（イ）の年齢別配置基準のうち、3歳児及び満3歳児に係る教員配置基準を3歳児及び満3歳児15人につき1人により実施する施設に加算する。 <算式> { 4歳以上児数×1/30（小数点第1位まで計算（小数点第2位以下切り捨て））} + { 3歳児及び満3歳児数×1/15（同）} = 配置基準上教員数（小数点以下四捨五入）</p> <p>（2）加算の認定 （ア）加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用開始年月、利用子ども数（見込）、施設全体の常勤換算人数による配置教員数及び職員体制図等）を徴して確認すること。 （イ）市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、（1）の要件に適合しなくなった場合には、（1）の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月の初日に（1）に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。</p> <p>（3）加算額の算定 加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価に1の（2）で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額とする。</p>
<p>4. 満3歳児対応加配加算（又は'） （略）</p>	<p>4. 満3歳児対応加配加算（又は'）</p> <p>（1）加算の要件 （ア）3歳児配置改善加算の適用がない場合【 】 の1.（2）（イ）の年齢別配置基準のうち、満3歳児に係る教員配置基準を満3歳児6人につき1人（満3歳児を除いた3歳児は20人につき1人）により実施する施設に加算する。 <算式> { 4歳以上児数×1/30（小数点第1位まで計算（小数点第2位以下切り捨て））} + { 3歳児数（満3歳児を除く）×1/20（同）} + { 満3歳児×1/6（同）} = 配置基準上教員数（小数点以下四捨五入）</p> <p>（イ）3歳児配置改善加算の適用がある場合【 '】 の1.（2）（イ）の年齢別配置基準のうち、満3歳児に係る教員配置基準を満3歳児6人につき1人（満3歳児を除いた3歳児は15人につき1人）により実施する施設に加算する。</p>

改正後	改正前
<p>5. 講師配置加算()</p> <p>(1) 加算の要件</p> <p>基本分単価()及び他の加算等の認定に当たって求められる「必要教員数」を超えて、非常勤講師(幼稚園教諭免許状を有し、教諭等の発令を受けている者)を配置する利用定員が35人以下又は121人以上の施設に加算する。</p> <p>(2) 加算の認定</p> <p>(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請(施設名、加算の適用年月、利用子ども数(見込)、施設全体の常勤換算人数による配置教員数及び職員体制図等)を徴して確認すること。</p> <p>(イ) 市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。</p> <p>(3) 加算額の算定</p> <p>加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価に1の(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額とする。</p>	<p><算式></p> $\{4 \text{ 歳以上児数} \times 1/30 \text{ (小数点第1位まで計算(小数点第2位以下切り捨て))}\} + \{3 \text{ 歳児数(満3歳児を除く)} \times 1/15 \text{ (同)}\} + \{満3歳児 \times 1/6 \text{ (同)}\}$ <p>= 配置基準上教員数(小数点以下四捨五入)</p> <p>(2) 加算の認定</p> <p>(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請(施設名、加算の適用開始年月、利用子ども数(見込)、施設全体の常勤換算人数による配置教員数及び職員体制図等)を徴して確認すること。</p> <p>(イ) 市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。</p> <p>(3) 加算額の算定</p> <p>加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価に1の(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額とする。</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>6. チーム保育加配加算（ ） （略）</p>	<p>5. チーム保育加配加算（ ）</p> <p>(1) 加算の要件</p> <p>基本分単価（ ）及び他の加算等の認定に当たって求められる「必要教員数」を超えて、教員（幼稚園教諭の免許状を有するが教諭等の発令を受けていない教育補助者を含む。）を配置する施設において、副担任等の学級担任以外の教員を配置する、少人数の学級編制を行うなど、低年齢児を中心として小集団化したグループ教育を実施する場合に加算する。</p> <p>なお、本加算の算定上の「加配人数」は、教育標準時間認定子どもに係る利用定員の区分ごとの上限人数（注1）の範囲内で、「必要教員数」を超えて配置する教員数（注2）とする。</p> <p>（注1）教育標準時間認定子どもに係る利用定員の区分ごとの上限人数 45人以下：1人、46人以上150人以下：2人、151人以上240人以下：3人、 241人以上270人以下：3.5人、271人以上300人以下：5人、 301人以上450人以下：6人、451人以上：8人</p> <p>（注2）「必要教員数」を超えて配置する教員数に応じ、以下のとおり取り扱うこととする。 常勤換算人数（小数点第2位以下切り捨て、小数点第1位四捨五入前）による配置教員数から必要教員数を減じて得た員数が3人未満の場合小数点第1位を四捨五入した員数とする。</p> <p>（例）2.3人の場合、2人 常勤換算人数（小数点第2位以下切り捨て、小数点第1位四捨五入前）による配置教員数から必要教員数を減じて得た員数が3人以上の場合 小数点第1位が1又は2のときは小数点第1位を切り捨て、小数点第1位が3又は4のときは小数点第1位を0.5とし、小数点第1位が5以上のときは小数点第1位を切り上げて得た員数とする。</p> <p>（例）3.2人の場合 3人、3.4人の場合 3.5人、3.6人の場合 4人</p> <p>(2) 加算の認定</p> <p>（ア）加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用年月、利用子ども数（見込）施設全体の常勤換算人数による配置教員数及び職員体制図等）を徴して確認すること。</p> <p>（イ）市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、（1）の要件に適合しなくなった場合には、（1）の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月の初日に（1）に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。</p> <p>(3) 加算額の算定</p> <p>加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価に1の（2）で認定した加算率×100 を乗じて得た額を加えた額を基本額とし、当該基本額に（1）の「加配人数」を乗じて得た額とする。</p>

改正後	改正前
<p>7. 通園送迎加算() (略)</p>	<p>6. 通園送迎加算()</p> <p>(1) 加算の要件 利用子どもの通園の便宜のため送迎を行う施設に加算する。 なお、年間に必要な経費を平準化して単価を設定しているため、通園送迎を利用していない園児についても同額を加算し、また、長期休業期間の単価にも加算するものとする。 (注)送迎の実施方法(運転手を雇用して実施又は業務委託して実施等)は問わない。</p> <p>(2) 加算の認定 (ア)加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請(施設名、加算の適用年月、利用子ども数(見込)及び通園送迎の実施状況等が分かる資料等)を徴して確認すること。 (イ)市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。</p> <p>(3) 加算額の算定 加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価に1の(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額とする。</p>
<p>8. 給食実施加算() (略)</p>	<p>7. 給食実施加算()</p> <p>(1) 加算の要件 給食を実施している施設に加算する。 本加算の算定上の「週当たり実施日数」は、休業期間中の平均的な月当たり実施日数を4(週)で除して算出(小数点第1位を四捨五入)することとし、子ども全員に給食を提供できる体制をとっている日を実施日とみなすものとする(保護者が弁当持参を希望するなどにより給食を利用しない子どもがいる場合も実施日に含む)。 なお、年間に必要な経費を平準化して単価を設定しているため、長期休業期間の単価にも加算するものとする。 (注)給食の実施方法(業務委託、外部搬入等)は問わない。</p> <p>(2) 加算の認定 (ア)加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請(施設名、加算の適用年月、利用子ども数(見込)及び給食の実施状況等が分かる資料等)を徴して確認すること。 (イ)市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。</p> <p>(3) 加算額の算定 加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価に1の(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額とする。</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="107 177 398 233"><u>9. 外部監査費加算（ ）</u> （略）</p> <p data-bbox="147 882 304 911"><u>加減調整部分</u></p> <p data-bbox="107 943 539 999"><u>1. 年齢別配置基準を下回る場合（ ）</u> （略）</p>	<p data-bbox="1144 177 1435 205"><u>8. 外部監査費加算（ ）</u></p> <p data-bbox="1144 209 2168 381"> (1) 加算の要件 幼稚園を設置する学校法人等が、当年度の幼稚園の運営に係る会計について、公認会計士又は監査法人による監査（以下「外部監査」という。）を受ける場合に加算する。 外部監査の内容等については、幼稚園に係る私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第14条第3項に規定する公認会計士又は監査法人の監査及びこれに準ずる公認会計士又は監査法人の監査と同等のものとする。 </p> <p data-bbox="1144 413 2168 735"> (2) 加算の認定 (ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用年度、利用子ども数（見込）及び外部監査の実施状況等が分かる資料等）を徴して確認すること。 (イ) 当年度の3月時点で外部監査を実施することが確認できれば、当年度の3月分の単価に加算する。（監査報告書の作成等の時期が翌年度になる場合でも、監査実施契約が締結されているなど、確実に外部監査が実施されることが確認できれば、当年度の3月分の単価に加算する。） なお、監査報告書については、作成次第速やかに、監査実施者から施設が所在する市町村長に提出すること。 </p> <p data-bbox="1144 767 2168 850"> (3) 加算額の算定 加算額は、利用定員に応じて定められた額とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。 </p> <p data-bbox="1189 882 1346 911"><u>加減調整部分</u></p> <p data-bbox="1144 943 1576 971"><u>1. 年齢別配置基準を下回る場合（ ）</u></p> <p data-bbox="1144 975 2168 1086"> (1) 調整の適用を受ける施設の要件 施設に配置する教員数が、の1.(2)(イ)及びで定める教員数を下回る場合に調整する。 本調整の算定上の「人数」は、必要教員数から配置教員数を減じて得た人数とする。 </p> <p data-bbox="1144 1118 2168 1355"> (2) 調整の適用を受ける施設の認定 (ア) 調整の適用を受ける施設の認定は、施設が所在する市町村が、の1.(2)で定める職員の充足状況の確認と併せて本調整の適用の有無を確認の上行うこと。 (イ) 市町村は、調整の適用を受ける施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月）から調整の適用が無いものとする。 </p> <p data-bbox="1144 1386 2168 1469"> (3) 調整額の算定 調整額は、地域区分等に応じた単価に、当該調整に係る処遇改善等加算 相当の単価にの1.(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額を基本額とし、当該基本 </p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">乗除調整部分</p> <p>1. 定員を恒常的に超過する場合() (1) 調整の適用を受ける施設の要件 (略)</p> <p>(2) 調整の適用を受ける施設の認定 (略)</p> <p>(3) 調整額の算定 本調整措置が適用される施設における基本分単価()から年齢別配置基準を下回る場合()の額については、それぞれの額の総和に地域区分等に応じた調整率を乗じて得た額とする(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)</p> <p style="text-align: center;">特定加算部分</p> <p>1. 主幹教諭等専任加算() (略)</p>	<p>額に(1)の「人数」を乗じて得た額とする。</p> <p style="text-align: center;">乗除調整部分</p> <p>1. 定員を恒常的に超過する場合() (1) 調整の適用を受ける施設の要件 直前の連続する2年度間常に利用定員を超過しており(注1)、かつ、各年度の年間平均在所率(注2)が120%以上の状態にある施設に適用する。 なお、教育・保育の提供は利用定員の範囲内で行われることが原則であることから、上記の状態にある施設に対しては、利用定員の見直しに向けた指導を行うこと。 (注1) 利用定員を超過して受け入れる場合の留意事項 利用定員を超過して受け入れる場合であっても、施設の設備又は職員数が、利用定員を超過利用する子どもを含めた利用子ども数に照らし、幼稚園設置基準及び本通知等に定める基準を満たしていること。 (注2) 年間平均在所率 当該年度内における各月の初日の在籍子ども数の総和を各月の初日の利用定員の総和で除したものをいう。</p> <p>(2) 調整の適用を受ける施設の認定 (ア) 調整の適用を受ける施設の認定は、施設が所在する市町村が施設の利用状況を確認の上行うこと。 (イ) ただし、子ども・子育て支援法による確認を受ける前から既に認可定員(収容定員)を超過していた私立幼稚園については、現行の都道府県の私学助成における補助金の交付額の減額の仕組み等による対応との整合性等を踏まえ、都道府県の判断により、子ども・子育て支援法の施行当初又は確認を受けた時から減算を適用することも可能とする。この場合の考え方及び手続は、平成26年10月17日付け事務連絡「認可定員を超過して園児を受け入れている私立幼稚園に係る子ども・子育て支援法に基づく確認等に関する留意事項について」によるものとする。 (ウ) 市町村は、調整の適用を受ける施設について、指導監督等を通じて利用定員の見直しが行われた場合又は地域における需要の動向等を踏まえて当該年度における年間平均在所率が120%以上の状態にならないものと認められる場合には、見直し等が行われた日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用が無いものとする。</p> <p>(3) 調整額の算定 本調整措置が適用される施設における基本分単価()から年齢別配置基準を下回る場合()の額については、それぞれの額の総和に地域区分等に応じた調整率を乗じて得た額とする(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)</p> <p style="text-align: center;">特定加算部分</p> <p>1. 主幹教諭等専任加算() (1) 加算の要件</p>

改正後	改正前
<p>2. 子育て支援活動費加算() (1) 加算の要件</p>	<p>主幹教諭等(学校教育法第27条に規定する副園長、教頭、主幹教諭及び指導教諭をいう。以下同じ。)を指導計画の立案や地域の子育て支援活動等の業務に専任させるため、基本分単価()及び他の加算等の認定に当たって求められる「必要教員数」を超えて代替教員(非常勤講師等)を配置し、以下の事業等を複数実施する施設に加算する。</p> <p>幼稚園型一時預かり事業(子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているもの)と取り扱う。)、私学助成の預かり保育推進事業、幼稚園長時間預かり保育支援事業、市町村の単独事業・自主事業(私学助成の国庫補助事業の対象に準ずる形態で実施されている場合に限る。)等により行う預かり保育を含む。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。)</p> <p>一般型一時預かり事業(子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。))私学助成の子育て支援活動の推進等により行う未就園児の保育、幼稚園型一時預かり事業により行う非在園児の預かりを含む。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。)</p> <p>満3歳児に対する教育・保育の提供(月の初日において満3歳児が1人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。)</p> <p>障害児(軽度障害児を含む。)(注)に対する教育・保育の提供(月の初日において障害児が1人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。)</p> <p>(注)市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。</p> <p>(2) 加算の認定</p> <p>(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請(施設名、加算の適用年月、(1)の から の事業等の実施状況等)を徴して確認すること。</p> <p>(イ) 市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監査等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。</p> <p>(3) 加算額の算定</p> <p>加算額は、基本額に、当該加算に係る処遇改善等加算 の単価に の1.(2)で認定した加算率×100 を乗じて得た額を加えた額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)</p> <p>2. 子育て支援活動費加算() (1) 加算の要件</p>

改正後	改正前
<p>主幹教諭等専任加算（__）の対象施設において、保護者や地域住民からの育児相談、地域の子育て支援活動等に取り組んでいる場合に加算する。</p> <p>（２）加算の認定 （略）</p> <p>（３）加算額の算定 （略）</p> <p><u>3.療育支援加算（__）</u></p> <p>（１）加算の要件 主幹教諭等専任加算（__）の対象施設かつ障害児^{（注1）}を受け入れている^{（注2）}施設において、主幹教諭等を補助する者^{（注3）}を配置し、地域住民等の子どもの療育支援に取り組む場合に加算する。 なお、当該加算が適用される施設においては、障害児施策との連携を図りつつ、障害児教育に関する専門性を活かして、地域住民や保護者からの育児相談等の療育支援に積極的に取り組むこと^{（注4）}。 （略）</p> <p>（２）加算の認定 （略）</p>	<p>主幹教諭等専任加算（__）の対象施設において、保護者や地域住民からの育児相談、地域の子育て支援活動等に取り組んでいる場合に加算する。</p> <p>（２）加算の認定 （ア）加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用年月、子育て支援活動等の実施状況等）を徴して確認すること。 （イ）市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、（１）の要件に適合しなくなった場合には、（１）の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月の初日に（１）に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。</p> <p>（３）加算額の算定 加算額は、基本額に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価に1の（２）で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）</p> <p><u>3.療育支援加算（__）</u></p> <p>（１）加算の要件 主幹教諭等専任加算（__）の対象施設かつ障害児^{（注1）}を受け入れている^{（注2）}施設において、主幹教諭等を補助する者^{（注3）}を配置し、地域住民等の子どもの療育支援に取り組む場合に加算する。 なお、当該加算が適用される施設においては、障害児施策との連携を図りつつ、障害児教育に関する専門性を活かして、地域住民や保護者からの育児相談等の療育支援に積極的に取り組むこと^{（注4）}。 （注1）市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。 （注2）「障害児を受け入れている」とは、月の初日において障害児が1人以上利用していることをもって満たしているものとし、以降年度を通じて当該要件を満たしているものとする。 （注3）非常勤職員であって、資格の有無は問わない。 （注4）取組の例示 ・施設を利用する気になる段階の子どもを含む障害児について、障害児施策との連携により、早期の段階から専門的な支援へと結びつける。 ・地域住民からの育児相談等に対応し、専門的な支援へと結びつける。 ・補助者の活用により障害児施策との連携を図る。 ・障害児施策との連携により、施設における障害児教育の専門性を強化し、障害児に対する支援の充実を図る。</p> <p>（２）加算の認定 （ア）加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用年月、対象の子ども等）を徴して確認すること。</p>

改正後	改正前
<p>(3) 加算額の算定 (略)</p> <p>4. 事務職員配置加算() (略)</p> <p>5. 指導充実加配加算(㉑) (略)</p>	<p>(イ) 市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監査等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。</p> <p>(3) 加算額の算定 加算額は、特別児童扶養手当支給対象児童受入施設^(注)又はそれ以外の障害児受入施設の別に定められた基本額に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価にの1.(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。) (注) 特別児童扶養手当の支給要件に該当するが所得制限により当該手当の支給がされていない児童を含む。</p> <p>4. 事務職員配置加算() (1) 加算の要件 基本分単価()において求められる事務職員及び非常勤事務職員^(注)を超えて、非常勤事務職員を配置する利用定員が91人以上の施設に加算する。 (注) 園長等の職員が兼務する場合又は業務委託をする場合は、配置は不要であること。</p> <p>(2) 加算の認定 (ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請(施設名、加算の適用年月、利用子ども数(見込) 職員の配置状況が記載された職員体制図等)を徴して確認すること。</p> <p>(イ) 市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。</p> <p>(3) 加算額の算定 加算額は、区分ごとの基本額に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価にの1.(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額を、各月初日の教育標準時間認定を受けた利用子ども数で除して得た額とする。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)</p> <p>5. 指導充実加配加算() (1) 加算の要件 基本分単価()及び他の加算等の認定に当たって求められる「必要教員数」を超えて、非常勤講師を配置する利用定員が271人以上の施設に加算する。</p> <p>(2) 加算の認定 (ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請(施設名、加算の適用年月、非常勤講師の配置が分かる資料等)を徴して確認すること。</p>

改正後	改正前
<p>6. 事務負担対応加配加算 (22)</p> <p>(1) 加算の要件 基本分単価 () において求められる事務職員及び非常勤事務職員^(注)並びに事務職員配置加算 () において求められる非常勤事務職員を超えて、非常勤事務職員を配置する利用定員が 271 人以上の施設に加算する。 (注) 園長等の職員が兼務する場合又は業務委託をする場合は、配置は不要であること。</p> <p>(2) 加算の認定 (略)</p> <p>(3) 加算の算定 (略)</p> <p>7. 処遇改善等加算Ⅱ (23) (略)</p> <p>8. 冷暖房費加算 (24) (略)</p>	<p>(イ) 市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監査等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。</p> <p>(3) 加算の算定 加算額は、基本額に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価に の1.(2)で認定した加算率×100 を乗じて得た額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする(算定して得た額に 10 円未満の端数がある場合は切り捨てる。)</p> <p>6. 事務負担対応加配加算 (21)</p> <p>(1) 加算の要件 基本分単価 () において求められる事務職員及び非常勤事務職員^(注)並びに事務職員配置加算 () において求められる非常勤事務職員を超えて、非常勤事務職員を配置する利用定員が 271 人以上の施設に加算する。 (注) 園長等の職員が兼務する場合又は業務委託をする場合は、配置は不要であること。</p> <p>(2) 加算の認定 (ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請(施設名、加算の適用年月、非常勤事務職員の配置が分かる資料等)を徴して確認すること。 (イ) 市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監査等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。</p> <p>(3) 加算の算定 加算額は、基本額に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価に の1.(2)で認定した加算率×100 を乗じて得た額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする(算定して得た額に 10 円未満の端数がある場合は切り捨てる。)</p> <p>7. 処遇改善等加算Ⅱ (22)</p> <p>(1) 加算の要件及び加算の認定 加算の要件及び加算の認定は別に定めるところによる。</p> <p>(2) 加算額の算定 加算額は、処遇改善等加算 - 及び - の別に定められる額にそれぞれ対象人数を乗じて得た額の合計を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする(算定して得た額に 10 円未満の端数がある場合は切り捨てる。)</p> <p>8. 冷暖房費加算 (23)</p> <p>(1) 加算の要件</p>

改正後	改正前										
<p data-bbox="107 560 443 616">9. 施設関係者評価加算(25) (略)</p> <p data-bbox="107 1267 371 1326">10. 除雪費加算(26) (略)</p>	<p data-bbox="1211 145 1469 172">全ての施設に加算する。</p> <p data-bbox="1146 205 1800 261">(2) 加算額の算定 加算額は、以下の地域の区分に応じて定める額とする。</p> <table border="1" data-bbox="1198 293 2152 515"> <tr> <td>一級地</td> <td>国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)別表に規定する一級地をいう。</td> </tr> <tr> <td>二級地</td> <td>国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する二級地をいう。</td> </tr> <tr> <td>三級地</td> <td>国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する三級地をいう。</td> </tr> <tr> <td>四級地</td> <td>国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する四級地をいう。</td> </tr> <tr> <td>その他地域</td> <td>上記以外の地域をいう。</td> </tr> </table> <p data-bbox="1146 547 1480 574">9. 施設関係者評価加算(24)</p> <p data-bbox="1146 576 2159 807">(1) 加算の要件 学校教育法施行規則第39条において準用する第67条の規定により保護者その他の幼稚園の関係者(幼稚園職員を除く。)による評価を実施し、その結果をホームページ・広報誌への掲載、保護者への説明等により広く公表する場合に加算する。 評価の内容等については、「幼稚園における学校評価ガイドライン」(これに準じて自治体で作成したものを含む。)に準拠し、同規則第39条において準用する第66条の規定により行った自己評価等に関する情報提供、授業・行事等の活動の公開、園長等との意見交換の確保などに配慮して実施するものとする。</p> <p data-bbox="1146 841 2159 1074">(2) 加算の認定 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請(施設名、加算の適用年度、評価の実施状況等)を毎年12月末までに提出させ、必要な審査を行うこと。 (注) 評価者の委嘱や会議の開催予定等により、当年度に評価や結果の公表(評価報告書の作成が翌年度以降となるため、結果の公表が翌年度になる場合を含む。)が行われることが確認できる場合は本加算の対象とする。その場合、市町村は評価や結果の公表が確実に行われていることを事後に確認すること。</p> <p data-bbox="1146 1107 2159 1222">(3) 加算額の算定 加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。</p> <p data-bbox="1146 1256 2159 1370">10. 除雪費加算(25) (1) 加算の要件 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項に規定する地域に所在する施設に加算する。</p> <p data-bbox="1146 1404 2040 1460">(2) 加算額の算定 加算額は、定められた額とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。</p>	一級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)別表に規定する一級地をいう。	二級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する二級地をいう。	三級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する三級地をいう。	四級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する四級地をいう。	その他地域	上記以外の地域をいう。
一級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)別表に規定する一級地をいう。										
二級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する二級地をいう。										
三級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する三級地をいう。										
四級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する四級地をいう。										
その他地域	上記以外の地域をいう。										

改正後	改正前
<p>1 1 . 降灰除去費加算 (27) (略)</p> <p>1 2 . 施設機能強化推進費加算 (28) (略)</p>	<p>1 1 . 降灰除去費加算 (26)</p> <p>(1) 加算の要件 活動火山対策特別措置法 (昭和 48 年法律第 61 号) 第 12 条に規定する降灰防除地域に所在する施設に加算する。</p> <p>(2) 加算額の算定 加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額 (算定して得た額に 10 円未満の端数がある場合は切り捨てる。) とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。</p> <p>1 2 . 施設機能強化推進費加算 (27)</p> <p>(1) 加算の要件 施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、迅速な避難誘導体制を充実する等の施設の総合的な防災対策を図る取組 (注 1 ・注 2 ・注 3) を行う施設で、以下の事業等を複数実施する施設に加算する。 幼稚園型一時預かり事業 (子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが 1 人以上いるもの (年度当初から事業を開始する場合は 5 月において当該要件を満たしていることをもって 4 月から当該要件を満たしているものとして取り扱う。) 。私学助成の預かり保育推進事業、幼稚園長時間預かり保育支援事業、市町村の単独事業・自主事業 (私学助成の国庫補助事業の対象に準ずる形態で実施されている場合に限る。) 等により行う預かり保育を含む。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものとして取り扱う。) 一般型一時預かり事業 (子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが 1 人以上いるもの (年度当初から事業を開始する場合は 5 月において当該要件を満たしていることをもって 4 月から当該要件を満たしているものとして取り扱う。) 。私学助成の子育て支援活動の推進等により行う未就園児の保育、幼稚園型一時預かり事業により行う非在園児の預かりを含む。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものとして取り扱う。) 満 3 歳児に対する教育・保育の提供 (4 月から 11 月までの各月初日を平均して満 3 歳児が 1 人以上利用していること。) 障害児 (軽度障害児を含む。) (注 4) に対する教育・保育の提供 (4 月から 11 月までの間に 1 人以上の障害児の利用があること。)</p> <p>(注 1) 取組の実施方法の例示 地域住民等への防災支援協力体制の整備及び合同避難訓練等を実施する。 職員等への防災教育、訓練の実施及び避難具の整備を促進する。</p> <p>(注 2) 取組に必要な経費の額 取組に必要な経費の総額が、概ね 15 万円以上見込まれること。</p> <p>(注 3) 支出対象経費 需用費 (消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費 (茶菓) 、光熱水費、医療材料費) ・役務費 (通信運搬費) ・旅費・謝金・備品購入費・原材料費・使用料及び賃借料・賃金・委託費 (防災訓練及び避難具の整備等に要する特別の経費に限り、教育・保育の提供に当たって、通常要する費用は含まない。)</p> <p>(注 4) 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断</p>

改正後	改正前
<p>13. 小学校接続加算(29) (略)</p> <p>14. 栄養管理加算(30) (略)</p>	<p>書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。</p> <p>(2) 加算の認定 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請を毎年12月末までに提出させ、必要性及び経費等について必要な審査を行うこと。</p> <p>(3) 加算額の算定 加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。</p> <p>(4) 実績の報告等 本加算の適用を受けた施設は、翌年4月末日までに実績報告書を市町村に提出すること。 なお、市町村は、本加算を行った施設について、監査時等に検証を行うこと。</p> <p>13. 小学校接続加算(28)</p> <p>(1) 加算の要件 次の要件をすべて満たして小学校との連携・接続に係る取組を行う施設に加算する。 小学校との連携・接続に関する業務分掌を明確にすること。 授業・行事、研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動を実施していること。 小学校との接続を見通した教育課程を編成していること。なお、継続的な協議会の開催等により具体的な編成に向けた研究に着手していると認められる場合を含む。</p> <p>(2) 加算の認定 (ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請(施設名、加算の適用年度、小学校との連携・接続に係る取組等の実施状況等が分かる資料等)を徴して確認すること。 (イ) 当年度の3月時点で当該年度において上記の要件を満たす取組が確認できれば、当年度の3月分の単価に加算する。</p> <p>(3) 加算額の算定 加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。</p> <p>14. 栄養管理加算(29)</p> <p>(1) 加算の要件 食事の提供にあたり、栄養士を活用(注1)して、栄養士から献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的(注2)な指導を受ける施設に加算する。 (注1) 栄養士の活用にあたっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や、栄養教諭、学校栄養</p>

改正後	改正前
<p>15. 第三者評価受審加算(31) (略)</p>	<p>職員又は調理員として栄養士を雇用している場合も対象となる。 (注2)年間を通じて活用している場合に対象とする(年度途中で新たに開設した施設については、施設の開設以降、年間を通じて活用(期間が6ヶ月以上となること。)している場合に対象とする。)</p> <p>(2) 加算の認定 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請(施設名、加算の適用年度、嘱託契約又は配置が確認できる書類等)を毎年12月末までに提出させ、必要な審査を行うこと。</p> <p>(3) 加算額の算定 加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。</p> <p>15. 第三者評価受審加算(30)</p> <p>(1) 加算の要件 「幼稚園における学校評価ガイドライン」等に沿って、第三者評価を適切に実施することが可能であると市町村が認める第三者評価機関(又は評価者)による評価(行政が委託等により民間機関に行わせるものを含む。)を受審し、その結果をホームページ等により広く公表する施設に加算する。</p> <p>(2) 加算の認定 加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請(施設名、加算の適用年度、受審状況が分かる資料等)を毎年12月末までに提出させ、必要な審査を行うこと。 (注1) 評価機関との間の契約書等により、当年度に第三者評価の受審や結果の公表(評価機関からの評価結果の提示が翌年度以降となるため、結果の公表が翌年度になる場合を含む。)が行われることが確認できる場合は本加算の対象とする。その場合、市町村は受審や結果の公表が確実に行われていることを事後に確認すること。 (注2) 第三者評価の受審は5年に一度程度を想定しており、加算適用年度から5年度間は再度の加算適用はできないこと。</p> <p>(3) 加算額の算定 加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。</p>

改正後	改正前
別紙 2 (保育所 (保育認定 2 ・ 3 号)) (略)	別紙 2 (保育所 (保育認定 2 ・ 3 号)) (略)

改正後	改正前
別紙3（認定こども園（教育標準時間認定1号））	別紙3（認定こども園（教育標準時間認定1号））
<p>地域区分等</p> <p>1. 地域区分（ ） （略）</p> <p>2. 定員区分（ ） （略）</p> <p>3. 認定区分（ ） （略）</p> <p>4. 年齢区分（ ） （略）</p>	<p>地域区分等</p> <p>1. 地域区分（ ） 利用する施設が所在する市町村ごとに定められた告示別表第一による区分を適用する。</p> <p>2. 定員区分（ ） 利用する施設の教育標準時間認定子どもに係る利用定員の総和に応じた区分を適用する。</p> <p>3. 認定区分（ ） 利用子どもの認定区分に応じた区分を適用する。</p> <p>4. 年齢区分（ ） 利用子どもの満年齢に応じた区分を適用する。 なお、年度の初日の前日における満年齢に基づき区分した場合に、年齢区分が異なる場合は、適用される年齢区分における基本分単価（ ） 処遇改善等加算（ ）及び3歳児配置改善加算（ ）の単価について、それぞれの「月額調整」欄に定める額に置き替えて適用するものとする。</p>
<p>基本部分</p> <p>1. 基本分単価（ ） （1）額の算定 （略）</p> <p>（2）基本分単価に含まれる職員構成 （略）</p> <p>（ア）保育教諭等 基本分単価における必要保育教諭等の数（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「幼保連携型認定こども園設備運営基準」という。）第5条第3項の表備考第4号に規定する園長が専任でない場合に1名増加して配置する教員及び幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号）第5条第3項に規定する教員を除く。）は以下の と を合計した数であること。</p> <p>年齢別配置基準（ ） （略）</p>	<p>基本部分</p> <p>1. 基本分単価（ ） （1）額の算定 地域区分（ ） 定員区分（ ） 認定区分（ ） 年齢区分（ ）（以下「地域区分等」という。）に応じて定められた額とする。</p> <p>（2）基本分単価に含まれる職員構成 基本分単価（保育認定子どもに係る基本分単価を含む。）に含まれる職員構成は以下のとおりであることから、これを充足すること。 なお、分園は中心園の園長のもと中心園と一体的に施設運営が行われるものとする。その際、以下の職員を充足すること。ただし、嘱託医（幼保連携型認定こども園にあっては学校医等）については、中心園に配置していることから不要である。また、調理員等については、中心園等から給食を搬入する場合は、配置不要であること。</p> <p>（ア）保育教諭等 基本分単価における必要保育教諭等の数（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「幼保連携型認定こども園設備運営基準」という。）第5条第3項の表備考第4号に規定する園長が専任でない場合に1名増加して配置する教員及び幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号）第5条第3項に規定する教員を除く。）は以下の と を合計した数であること。また、これとは別に非常勤の講師を配置すること（教育標準時間認定子どもに係る利用定員が35人以下又は121人以上の施設に限る。）。</p> <p>年齢別配置基準（ ） 4歳以上児30人につき1人、3歳児及び満3歳児20人につき1人、1、2歳児（保</p>

改正後	改正前
<p>その他（ ） （略）</p> <p>（イ）その他 （略）</p>	<p>育認定子どもに限る。）6人につき1人、乳児3人につき1人 （注1）「保育教諭等」とは、幼保連携型認定こども園にあっては、幼稚園教諭免許状を有し、かつ、保育士としての登録を受けた者（平成32年3月31日までの間に限り、幼稚園教諭免許状のみを有する者又は保育士としての登録のみを受けた者を含む。）をいい、その他の認定こども園にあっては、幼稚園教諭免許状を有する者又は保育士としての登録を受けた者をいうこと（なお、副園長及び教頭については、この限りでない。） （注2）ここでいう「4歳以上児」、「3歳児」、「1、2歳児（保育認定子どもに限る。）」及び「乳児」とは、年度の初日の前日における満年齢によるものであること。 また、「満3歳児」とは、以下の者をいうこと（当該年度内に限る。） ・ 教育標準時間認定を受けた子どものうち、年度の初日の前日における満年齢が2歳で年度途中で満3歳に達して入園した者 ・ 2歳児（保育認定子どもに限る。）が年度途中で満3歳に達した後、保育認定から教育標準時間認定に認定区分が変更となった者 （注3）確認に当たっては以下の算式によることとし、教育標準時間認定子ども及び保育認定子どもの人数の合計をもとに確認すること。 <算式> { 4歳以上児数×1/30（小数点第1位まで計算（小数点第2位以下切り捨て））} + { 3歳児及び満3歳児数×1/20（同）} + { 1、2歳児数（保育認定を受けた子どもに限る。）×1/6（同）} + { 乳児数×1/3（同）} = 配置基準上保育教諭等数（小数点以下四捨五入）</p> <p>その他（ ） a 保育認定子どもに係る利用定員が90人以下の施設については1人 b 教育標準時間認定を受けた子どもが利用する施設については1人^{（注1）} c 主幹保育教諭等2人を専任化させるための代替保育教諭等を2人（うち1人は非常勤講師等でも可とする）^{（注2）} d 上記及びのa、bの保育教諭等1人当たり、研修代替保育教諭等として年間3日分の費用を算定（保育認定子どもの人数に係る保育教諭等に限る。）^{（注3）} （注1）保育認定子どもに係る利用定員に占める教育標準時間認定を受けた子どもの人数の割合が低い場合は非常勤の講師としても差し支えないこと。 （注2）当該代替保育教諭等の配置により、主幹保育教諭等を教育・保育計画の立案や地域の子育て支援活動等の業務に専任させ、保護者や地域住民からの教育・育児相談、地域の子育て支援活動等に積極的に取り組むこと。 （注3）当該費用については、非常勤講師等の人件費、保育教諭等が研修を受講する際の受講費用又は時間外における研修受講の際の時間外手当等に充当しても差し支えないこと。</p> <p>（ ）保育教諭等には幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）附則第6条及び第7条等に基づいて都道府県等が定める条例に基づき配置される職員を含む。</p> <p>（イ）その他 園長（施設長） 調理員等 保育認定子どもに係る利用定員40人以下の施設は1人、41人以上150人以下の施設は2人、151人以上の施設は3人（うち1人は非常勤）</p>

改正後	改正前
<p>基本加算部分</p> <p>1. 処遇改善等加算 () (略)</p> <p>2. 副園長・教頭配置加算 () (略)</p>	<p>事務職員及び非常勤事務職員 (注)施設長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置は不要であること。 (注)非常勤事務職員については、1人分の費用(教育標準時間認定子どもに係る利用定員が91人以上の施設に限る。)及び週2日分の費用を算定。 学校医・学校歯科医・学校薬剤師(嘱託医・嘱託歯科医・嘱託薬剤師)</p> <p>基本加算部分</p> <p>1. 処遇改善等加算 () (1) 加算の要件及び加算の認定 加算の要件及び加算の認定は別に定めるところによる。</p> <p>(2) 加算額の算定 加算額は、地域区分、定員区分、認定区分、年齢区分(以下「地域区分等」)に応じた単価に、別に定めるところにより認定した加算率×100を乗じて得た額とする。</p> <p>2. 副園長・教頭配置加算 () (1) 加算の要件 園長(施設長)以外の教員として、次の要件を満たす副園長又は教頭を配置している施設(保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園においては、次の要件に準じて副園長又は教頭を配置している施設)に加算する。配置人数にかかわらず同額とする。</p> <p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第14条又は学校教育法(昭和22年法律第26号)第27条に規定する副園長又は教頭の職務をつかさどっていること。学級担任など教育・保育への従事状況は問わない。</p> <p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号。以下「認定こども園法施行規則」という。)第14条において準用する第13条又は学校教育法施行規則(昭和25年文部省令第11号)第23条において準用する第20条から第22条までに該当するものとして発令を受けていること。幼稚園教諭免許状を有さない場合も含む。</p> <p>当該施設に常時勤務する者であること。</p> <p>園長が専任でない施設において、幼保連携型認定こども園設備運営基準第5条第3項の表備考第4号に規定する園長が専任でない場合に1名増加して配置する教員又は幼稚園設置基準第5条第3項に規定する教員に該当しないこと。</p> <p>(2) 加算の認定 (ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、新たに加算を認定するにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請(施設名、加算の適用開始年月、副園長又は教頭となる者の氏名、年齢、給与等を記載した履歴書、保育教諭等の配置状況が記載された職員体制図等)を徴して(1)の要件への適合状況を確認すること。</p> <p>(イ) 市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)</p>

改正後	改正前
<p>3. 学級編制調整加配加算 () (略)</p> <p>4. 3歳児配置改善加算 () (略)</p>	<p>から加算の適用が無いものとする。</p> <p>(3) 加算額の算定 加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価に1の(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額とする。</p> <p>3. 学級編制調整加配加算 ()</p> <p>(1) 加算の要件 全ての学級に専任の学級担任を配置できるよう、の1.(2)(ア)の年齢別配置基準に加えて保育教諭等を配置する教育標準時間認定子ども及び保育(2号)認定子どもに係る利用定員が36人以上300人以下の施設に加算する。</p> <p>(2) 加算の認定 (ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請(施設名、加算の適用年月、利用子ども数(見込)及び保育教諭等の配置状況が記載された職員体制図等)を徴して確認すること。 (イ) 市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。</p> <p>(3) 加算額の算定 加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価に1の(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額とする。</p> <p>4. 3歳児配置改善加算 ()</p> <p>(1) 加算の要件 の1.(2)(ア)の年齢別配置基準のうち、3歳児及び満3歳児に係る保育教諭等の配置基準を3歳児及び満3歳児15人につき1人により実施する施設に加算する。 <算式> {4歳以上児数×1/30(小数点第1位まで計算(小数点第2位以下切り捨て))} + {3歳児及び満3歳児数×1/15(同)} + {1、2歳児数(保育認定を受けた子どもに限る。)×1/6(同)} + {乳児数×1/3(同)} = 配置基準上保育教諭等数(小数点以下四捨五入)</p> <p>(2) 加算の認定 (ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請(施設名、加算の適用開始年月、利用子ども数(見込)、施設全体の常勤換算人数による配置保育教諭等の数及び職員体制図等)を徴して確認すること。 (イ) 市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)</p>

改正後	改正前
<p>5. 満3歳児対応加配加算（又は'） （略）</p> <p>6. 講師配置加算（ ） （1）加算の要件</p>	<p>から加算の適用が無いものとする。</p> <p>（3）加算額の算定 加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価に1の（2）で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額とする。</p> <p>5. 満3歳児対応加配加算（又は'） （1）加算の要件 （ア）3歳児配置改善加算の適用がない場合【 】 の1.(2)(ア)の年齢別配置基準のうち、満3歳児に係る保育教諭等の配置基準を満3歳児6人につき1人（満3歳児を除いた3歳児は20人につき1人）により実施する施設に加算する。 <算式> { 4歳以上児数×1/30（小数点第1位まで計算（小数点第2位以下切り捨て））} + { 3歳児数（満3歳児を除く）×1/20（同）} + { 満3歳児×1/6（同）} = 配置基準上保育教諭等数（小数点以下四捨五入）</p> <p>（イ）3歳児配置改善加算の適用がある場合【 '】 の1.(2)(ア)の年齢別配置基準のうち、満3歳児に係る保育教諭等の配置基準を満3歳児6人につき1人（満3歳児を除いた3歳児は15人につき1人）により実施する施設に加算する。 <算式> { 4歳以上児数×1/30（小数点第1位まで計算（小数点第2位以下切り捨て））} + { 3歳児数（満3歳児を除く）×1/15（同）} + { 満3歳児×1/6（同）} = 配置基準上保育教諭等数（小数点以下四捨五入）</p> <p>（2）加算の認定 （ア）加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用開始年月、利用子ども数（見込）、施設全体の常勤換算人数による配置保育教諭等の数及び職員体制図等）を徴して確認すること。</p> <p>（イ）市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、（1）の要件に適合しなくなった場合には、（1）の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月の初日に（1）に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。</p> <p>（3）加算額の算定 加算額は、利用する満3歳児に係る地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価に1の（2）で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額とする。</p> <p>（新設）</p>

改正後	改正前
<p>基本分単価（ ）及び他の加算等の認定に当たって求められる「必要教員数」を超えて、非常勤講師（幼稚園教諭免許状を有し、教諭等の発令を受けている者）を配置する教育標準時間認定子どもに係る利用定員が35人以下又は121人以上の施設に加算する。</p> <p>(2) 加算の認定</p> <p>(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用年月、利用子ども数（見込）、施設全体の常勤換算人数による配置教員数及び職員体制図等）を徴して確認すること。</p> <p>(イ) 市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。</p> <p>(3) 加算額の算定</p> <p>加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価に1の(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額とする。</p>	
<p>7. チーム保育加配加算（ ）</p> <p>(略)</p>	<p>6. チーム保育加配加算（ ）</p> <p>(1) 加算の要件</p> <p>基本分単価（ ）及び他の加算等の認定に当たって求められる「必要保育教諭等の数」を超えて、保育教諭等（幼稚園教諭の免許状を有するが教諭等の発令を受けていない教育補助者を含む。）を配置する施設において、副担任等の学級担任以外の保育教諭等を配置する、少人数の学級編制を行うなど、低年齢児を中心として小集団化したグループ教育を実施する施設に加算する。</p> <p>なお、本加算の算定上の「加配人数」は、教育標準時間認定子ども及び保育（2号）認定子どもに係る利用定員の区分ごとの上限人数^(注1)の範囲内で、「必要保育教諭等の数」を超えて配置する保育教諭等の数^(注2)とする。</p> <p>(注1) 教育標準時間認定子ども及び保育（2号）認定子どもに係る利用定員の区分ごとの上限人数 45人以下：1人、46人以上150人以下：2人、151人以上240人以下：3人、 241人以上270人以下：3.5人、271人以上300人以下：5人、 301人以上450人以下：6人、451人以上：8人</p> <p>(注2) 「必要保育教諭等の数」を超えて配置する保育教諭等の数に応じ、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>常勤換算人数（小数点第2位以下切り捨て、小数点第1位四捨五入前）による配置保育教諭等の数から「必要保育教諭等の数」を減じて得た員数が3人未満の場合 小数点第1位を四捨五入した員数とする。</p> <p>(例) 2.3人の場合、2人</p> <p>常勤換算人数（小数点第2位以下切り捨て、小数点第1位四捨五入前）による配置保育教諭等の数から「必要保育教諭等の数」を減じて得た員数が3人以上の場合 小数点第1位が1又は2のときは小数点第1位を切り捨て、小数点第1位が3又は4のときは小数点第1位を0.5とし、小数点第1位が5以上のときは小数点第1位を切り上げて得た員数とする。</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="107 676 371 735">8. 通園送迎加算() (略)</p> <p data-bbox="107 1297 371 1356">9. 給食実施加算() (略)</p>	<p data-bbox="1249 153 1839 173">(例) 3.2人の場合 3人、3.4人の場合 3.5人、3.6人の場合 4人</p> <p data-bbox="1151 209 2157 499"> (2) 加算の認定 (ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請(施設名、加算の適用開始年月、利用子ども数(見込)、施設全体の常勤換算人数による配置保育教諭等の数及び職員体制図等)を徴して確認すること。 (イ) 市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。 </p> <p data-bbox="1151 533 2157 646"> (3) 加算額の算定 加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価に1の(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額を基本額とし、当該基本額に加配人数を乗じて得た額とする。 </p> <p data-bbox="1151 679 1406 707">7. 通園送迎加算()</p> <p data-bbox="1151 710 2157 852"> (1) 加算の要件 利用子どもの通園の便宜のため送迎を行う施設に加算する。 なお、年間に必要な経費を平準化して単価を設定しているため、通園送迎を利用していない園児についても同額を加算し、また、長期休業期間の単価にも加算するものとする。 (注) 送迎の実施方法(運転手を雇用して実施又は業務委託して実施等)は問わない。 </p> <p data-bbox="1151 885 2157 1150"> (2) 加算の認定 (ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請(施設名、加算の適用開始年月、利用子ども数(見込)及び通園送迎の実施状況等)が分かる資料等)を徴して確認すること。 (イ) 市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。 </p> <p data-bbox="1151 1184 2157 1267"> (3) 加算額の算定 加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価に1の(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額とする。 </p> <p data-bbox="1151 1300 1406 1327">8. 給食実施加算()</p> <p data-bbox="1151 1331 2157 1469"> (1) 加算の要件 給食を実施している施設に加算する。 本加算の算定上の「週当たり実施日数」は、休業期間中の平均的な月当たり実施日数を4(週)で除して算出(小数点第1位を四捨五入)することとし、子ども全員に給食を提供できる体制をとっている日を実施日とみなすものとする(保護者が弁当持参を希望する </p>

改正後	改正前
<p>10. 外部監査費加算() (略)</p> <p>加減調整部分</p>	<p>などにより給食を利用しない子どもがいる場合も実施日に含む。 なお、年間に必要な経費を平準化して単価を設定しているため、長期休業期間の単価にも加算するものとする。 (注) 給食の実施方法(業務委託、外部搬入等)は問わない。</p> <p>(2) 加算の認定 (ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請(施設名、加算の適用開始年月、利用子ども数(見込)及び給食の実施状況等)が分かる資料等)を徴して確認すること。</p> <p>(イ) 市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。</p> <p>(3) 加算額の算定 加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価に1の(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額とする。</p> <p>9. 外部監査費加算() (1) 加算の要件 認定こども園を設置する学校法人等が、当年度の認定こども園の運営に係る会計について、会計監査人(公認会計士又は監査法人をいう。以下同じ。)による監査(以下「外部監査」という。)を受ける場合に加算する。 外部監査の内容等については、幼稚園に係る私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)第14条第3項の規定に基づく公認会計士又は監査法人の監査及びこれに準ずる公認会計士又は監査法人の監査と同等のものとする。</p> <p>(2) 加算の認定 (ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請(施設名、加算の適用開始年度、利用子ども数(見込)及び外部監査の実施状況等)が分かる資料等)を徴して確認すること。</p> <p>(イ) 当年度の3月時点で外部監査を実施することが確認できれば、当年度の3月分の単価に加算する(監査報告書の作成等の時期が翌年度になる場合でも、監査実施契約が締結されているなど、確実に外部監査が実施されることが確認できれば、当年度の3月分の単価に加算する。) なお、監査報告書については、作成次第速やかに、監査実施者から施設が所在する市町村あて提出すること。</p> <p>(3) 加算額の算定 加算額は、認定こども園全体の利用定員に応じて定められた額とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。</p> <p>加減調整部分</p>

改正後	改正前
<p>1. 主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合（ ） （略）</p>	<p>1. 主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合（ ）</p> <p>(1) 調整の適用を受ける施設の要件 以下の要件を満たさない施設に適用する。</p> <p>(要件) 主幹保育教諭等を教育・保育計画の立案や地域の子育て支援活動等の業務に専任させるための の1.(2)(ア) cの代替保育教諭等を配置し、以下の事業等を複数実施すること。 また、保護者や地域住民からの教育・育児相談、地域の子育て支援活動等に積極的に取り組むこと。</p> <p>幼稚園型一時預かり事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの（年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。）私学助成の預かり保育推進事業、幼稚園長時間預かり保育支援事業、市町村の単独事業・自主事業（私学助成の国庫補助事業の対象に準ずる形態で実施されている場合に限る。）等により行う預かり保育を含む。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。）</p> <p>一般型一時預かり事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの（年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。）私学助成の子育て支援活動の推進等により行う未就園児の保育、幼稚園型一時預かり事業により行う非在園児の預かりを含む。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。）</p> <p>満3歳児に対する教育・保育の提供（月の初日において満3歳児が1人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。）</p> <p>障害児（軽度障害児を含む。）^(注)に対する教育・保育の提供（月の初日において障害児が1人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。）</p> <p>(注)市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。</p> <p>(2) 調整の適用を受ける施設の認定 (ア) 調整の適用を受ける施設の認定は、施設が所在する市町村が、 の1.(2)で定める職員の充足状況の確認と併せて、施設の設置者から(1)の要件を満たしている旨の申請（施設名、調整の適用年月、(1) から の事業等の実施状況等）を徴し、要件への適合状況を確認すること。</p> <p>(イ) 市町村は、調整の適用を受ける施設について、申請等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月）から調整の適用が無いものとする。</p>

改正後	改正前
<p>2. 年齢別配置基準を下回る場合() (略)</p> <p>3. 配置基準上求められる職員資格を有しない場合() (略)</p>	<p>(3) 調整額の算定 調整額は、地域区分等に応じた単価に、当該調整額に係る処遇改善等加算の単価にの1.(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額とする。</p> <p>2. 年齢別配置基準を下回る場合()</p> <p>(1) 調整の適用を受ける施設の要件 施設に配置する保育教諭等の数が、の1.(2)(ア)及びで定める保育教諭等の数(のcを除き、学級編制調整加配加算が適用される場合は、当該加算に係る保育教諭等1人を含む。)を下回る場合に調整する。 本調整の算定上の「人数」は、認定こども園全体の必要保育教諭等の数から実際に配置する保育教諭等の数を減じて得た数を2で除した得た数とする。</p> <p>(2) 調整の適用を受ける施設の認定 (ア) 調整の適用を受ける施設の認定は、施設が所在する市町村が、の1.(2)で定める職員の充足状況の確認と併せて本調整の適用の有無を確認の上行うこと。 (イ) 市町村は、調整の適用を受ける施設について、申請等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用が無いものとする。</p> <p>(3) 調整額の算定 不足する保育教諭等の1人当たりの額は、地域区分等に応じた単価に、当該額に係る処遇改善等加算の単価にの1.(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額とし、当該額に不足する「人数」を乗じて得た額を調整額とする。</p> <p>3. 配置基準上求められる職員資格を有しない場合()</p> <p>(1) 調整の適用を受ける施設の要件 の1.(2)(ア)で定める保育教諭等の数に含まれる教育・保育従事者のうち、幼稚園教諭免許又は保育士資格のいずれも有しない者がいる場合に調整する。 本調整の算定上の「人数」は、上記の必要資格を有しない者の数を2で除して得た数とする。</p> <p>(2) 調整の適用を受ける施設の認定 (ア) 調整の適用を受ける施設の認定は、施設が所在する市町村が、の1.(2)で定める職員の充足状況の確認と併せて本調整の適用の有無を確認の上行うこと。 (イ) 市町村は、調整の適用を受ける施設について、申請等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用が無いものとする。</p> <p>(3) 調整額の算定 必要資格を有しない教育・保育従事者の1人当たりの額は、地域区分等に応じた単価に、当該額に係る処遇改善等加算の単価に1の(2)で認定した加算率×100を乗じて</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="107 236 660 295">4. 施設長に係る経過措置が適用される場合 () (略)</p> <p data-bbox="152 1268 302 1295">乗除調整部分</p> <p data-bbox="107 1327 537 1412">1. 定員を恒常的に超過する場合 () (1) 調整の適用を受ける施設の要件 (略)</p>	<p data-bbox="1187 145 2157 204">得た額を加えた額とし、当該額に必要な資格を有しない教育・保育従事者の「人数」を乗じて得た額を調整額とする。</p> <p data-bbox="1146 236 1697 263">4. 施設長に係る経過措置が適用される場合 ()</p> <p data-bbox="1146 268 2157 438">(1) 調整の適用を受ける施設の要件 認定こども園法附則第3条第1項の規定により、幼保連携型認定こども園の設置の認可があったものとみなされた施設について、以下の要件を満たす場合に調整する。 なお、当該調整は平成32年3月31日までの間に限り講じられるものであること。 (ア)平成27年3月31日において幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所のいずれにも園長及び施設長を配置していること。</p> <p data-bbox="1164 470 2157 529">(イ)(ア)のいずれもが、平成27年4月1日以降に、継続して当該施設に配置^(注1・2)されていること。</p> <p data-bbox="1164 561 2157 646">(ウ)(ア)のうち平成27年4月1日以降に園長及び施設長としての職務に就いていない者については、の1.(2)に定める職員及びその他の加算等の算定上の対象職員になっていないこと。</p> <p data-bbox="1220 678 2157 737">(注1)平成27年4月1日以降に退職等により、当該施設の職員で無くなった場合には、(注2)の場合を除き、本調整の対象にはならないこと。</p> <p data-bbox="1220 742 2157 821">(注2)施設を設置する事業者が設置する他の教育・保育施設又は地域型保育事業所に異動した場合で、異動先の施設において施設長又はそれに準じた職務に従事していること。加えて、本調整の対象となる施設に当該者の後任者が配置されていること。</p> <p data-bbox="1146 853 2157 965">(2) 調整の適用を受ける施設の認定 (ア)調整の適用を受ける施設の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、認定をするにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請(施設名、調整の適用年月日、調整の対象となる者の氏名・配置状況等)を徴して確認すること。</p> <p data-bbox="1198 997 2157 1117">(イ)市町村は、調整の適用を受ける施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用が無いものとする。</p> <p data-bbox="1146 1149 2157 1236">(3) 調整額の算定 調整額は、地域区分等に応じた単価に、当該調整額に係る処遇改善等加算の単価にの1.(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額とする。</p> <p data-bbox="1187 1268 1344 1295">乗除調整部分</p> <p data-bbox="1146 1327 1579 1355">1. 定員を恒常的に超過する場合 ()</p> <p data-bbox="1146 1359 2157 1469">(1) 調整の適用を受ける施設の要件 直前の連続する2年度間常に利用定員を超過しており^(注1)、かつ、各年度の年間平均在所率^(注2)が120%以上の状態にある施設に適用する。 なお、教育・保育の提供は利用定員の範囲内で行われることが原則であること。</p>

改正後	改正前
<p>(2) 調整の適用を受ける施設の認定 (略)</p> <p>(3) 適用される基本部分及び加減調整部分の額の調整の方法 本調整措置が適用される施設における基本分単価()から施設長に係る経過措置が適用される場合()の額については、それぞれの額の総和に地域区分等に応じた調整率を乗じて得た額とする(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)</p> <p>特定加算部分</p> <p>1. 療育支援加算(㉑)</p> <p>(1) 加算の要件 障害児(注1)を受け入れている(注2)施設(注3)において、主幹保育教諭等を補助する者(注4)を配置し、地域住民等の子どもの療育支援に取り組む場合に加算する。</p>	<p>また、上記の状態にある施設に対しては、利用定員の見直しに向けた指導を行うこと。</p> <p>(注1) 利用定員を超えて受け入れる場合の留意事項 利用定員を超えて受け入れる場合であっても、施設の設備又は職員数が、利用定員を超えて利用する子どもを含めた利用子ども数に照らし、幼保連携型認定こども園設備運営基準又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号)及び本通知等に定める基準を満たしていること。</p> <p>(注2) 年間平均在所率 当該年度内における各月の初日の教育標準時間認定を受けた在籍子ども数の総和を各月の初日の教育標準時間認定に係る利用定員の総和で除したものをいう。</p> <p>(2) 調整の適用を受ける施設の認定 (ア) 調整の適用を受ける施設の認定は、施設が所在する市町村が施設の利用状況を確認のうえ行うこととする。</p> <p>(イ) ただし、子ども・子育て支援法(平成24年8月22日法律第65号。以下「支援法」という。)による確認を受ける前から既に認可定員(認定こども園を構成する幼稚園の収容定員を前提として定められた現行の認定こども園法第4条第1項第3号の利用定員又は満3歳以上の子どもに係る同項第4号の利用定員をいう。)を超過していた認定こども園については、現行の都道府県の私学助成における補助金の交付額の減額の仕組み等による対応との整合性等を踏まえ、都道府県の判断により、支援法の施行当初又は確認を受けた時から減算を適用することも可能とする。この場合の考え方及び手続は、平成26年10月17日付け事務連絡「認可定員を超過して園児を受け入れている私立幼稚園に係る子ども・子育て支援法に基づく確認等に関する留意事項について」によるものとする。</p> <p>(ウ) 市町村は、調整の適用を受ける施設について、指導監督等を通じて利用定員の見直しが行われた場合又は地域における需要の動向等を踏まえて当該年度における年間平均在所率が120%以上の状態にならないものと認められる場合には、見直し等が行われた日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用が無いものとする。</p> <p>(3) 適用される基本部分及び加減調整部分の額の調整の方法 本調整措置が適用される施設における基本分単価()から施設長に係る経過措置が適用される場合()の額については、それぞれの額の総和に地域区分等に応じた調整率を乗じて得た額とする(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)</p> <p>特定加算部分</p> <p>1. 療育支援加算()</p> <p>(1) 加算の要件 障害児(注1)を受け入れている(注2)施設(注3)において、主幹保育教諭等を補助する者(注4)を配置し、地域住民等の子どもの療育支援に取り組む場合に加算する。</p>

改正後	改正前
<p>なお、主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合（ ）の調整が適用されている施設については、当該加算の対象とはならないこと。</p> <p>また、当該加算が適用される施設においては、障害児施策との連携を図りつつ、障害児教育・保育に関する専門性を活かして、地域住民や保護者からの育児相談等の療育支援に積極的に取り組むこと^(注5)。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 加算の認定 (略)</p> <p>(3) 加算額の算定 (略)</p> <p>2. 事務職員配置加算(22) (略)</p>	<p>なお、主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合（ ）の調整が適用されている施設については、当該加算の対象とはならないこと。</p> <p>また、当該加算が適用される施設においては、障害児施策との連携を図りつつ、障害児教育・保育に関する専門性を活かして、地域住民や保護者からの育児相談等の療育支援に積極的に取り組むこと^(注5)。</p> <p>(注1) 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。</p> <p>(注2) 「障害児を受け入れている」とは、月の初日において障害児が1人以上利用していることをもって満たしているものとし、以降年度を通じて当該要件を満たしているものとする。</p> <p>(注3) 本加算の適用の有無は認定こども園全体(教育標準時間認定及び保育認定)を通じて行われるものであること。</p> <p>(注4) 非常勤職員であって、資格の有無は問わない。</p> <p>(注5) 取組の例示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設を利用する気になる段階の子どもを含む障害児について、障害児施策との連携により、早期の段階から専門的な支援へと結びつける。 ・ 地域住民からの教育・育児相談等へ対応し、専門的な支援へと結びつける。 ・ 補助者の活用により障害児施策との連携を図る。 ・ 保育所等訪問支援事業における個別支援計画の策定に当たっての連携役 ・ 障害児施策との連携により、施設における障害児教育・保育の専門性を強化し、障害児に対する支援を充実する。 <p>(2) 加算の認定</p> <p>(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請(施設名、加算の適用年月、対象子ども等)を徴して確認すること。</p> <p>(イ) 市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。</p> <p>(3) 加算額の算定</p> <p>加算額は、特別児童扶養手当支給対象児童^(注)受入施設又はそれ以外の障害児受入施設の別に定められた基本額に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価に1の(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額を、各月初日の教育標準時間認定を受けた利用子ども数で除して得た額とする。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)</p> <p>(注) 特別児童扶養手当の支給要件に該当するが、所得制限により当該手当の支給がされていない児童を含む。</p> <p>2. 事務職員配置加算(21) (1) 加算の要件 基本分単価()において求められる事務職員及び非常勤事務職員(注)を超えて、非</p>

改正後	改正前
<p>3. 指導充実加配加算 (23) (略)</p> <p>4. 事務負担対応加配加算 (24) (1) 加算の要件 基本分単価 () において求められる事務職員及び非常勤事務職員並びに事務職員配置加算 (22) において求められる非常勤事務職員を超えて^(注)、非常勤事務職員を配置する</p>	<p>常勤事務職員を配置する認定こども園全体の利用定員が 91 人以上の施設に加算する。 (注) 園長等の職員が兼務する場合又は業務委託をする場合は、配置は不要であること。</p> <p>(2) 加算の認定 (ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請 (施設名、加算の適用年月、利用子ども数 (見込) 職員の配置状況が記載された職員体制図等) を徴して確認すること。 (イ) 市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1) の要件に適合しなくなった場合には、(1) の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月 (月の初日に (1) に適合しなくなった場合はその月) から加算の適用が無いものとする。</p> <p>(3) 加算額の算定 加算額は、区分ごとの基本額に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価に の 1 . (2) で認定した加算率 × 100 を乗じて得た額を加えた額を、各月初日の教育標準時間認定を受けた利用子ども数で除して得た額とする。(算定して得た額に 10 円未満の端数がある場合は切り捨てる。)</p> <p>3. 指導充実加配加算 (22) (1) 加算の要件 基本分単価 () 及び他の加算等の認定に当たって求められる必要保育教諭等の数を超えて、非常勤講師を配置する教育標準時間認定子ども及び保育認定 (2号) 子どもに係る利用定員が 271 人以上の施設に加算する。</p> <p>(2) 加算の認定 (ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請 (施設名、加算の適用年月、非常勤講師の配置が分かる資料等) を徴して確認すること。 (イ) 市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監査等を通じてその状況を把握し、(1) の要件に適合しなくなった場合には、(1) の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月 (月の初日に (1) に適合しなくなった場合はその月) から加算の適用が無いものとする。</p> <p>(3) 加算の算定 加算額は、基本額に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価に の 1 . (2) で認定した加算率 × 100 を乗じて得た額を、各月初日の教育標準時間認定を受けた利用子ども数で除して得た額とする。(算定して得た額に 10 円未満の端数がある場合は切り捨てる。)</p> <p>4. 事務負担対応加配加算 (23) (1) 加算の要件 基本分単価 () において求められる事務職員及び非常勤事務職員並びに事務職員配置加算 (21) において求められる非常勤事務職員を超えて^(注)、非常勤事務職員を配置する</p>

改正後	改正前										
<p>認定こども園全体の利用定員が271人以上の施設に加算する。 (注) 園長等の職員が兼務する場合又は業務委託をする場合は、配置は不要であること。</p> <p>(2) 加算の認定 (略)</p> <p>(3) 加算の算定 (略)</p> <p><u>5. 処遇改善等加算 (25)</u> (略)</p> <p><u>6. 冷暖房費加算 (26)</u> (略)</p> <p><u>7. 施設関係者評価加算 (27)</u> (略)</p>	<p>認定こども園全体の利用定員が271人以上の施設に加算する。 (注) 園長等の職員が兼務する場合又は業務委託をする場合は、配置は不要であること。</p> <p>(2) 加算の認定 (ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請(施設名、加算の適用年月、非常勤事務職員の配置が分かる資料等)を徴して確認すること。 (イ) 市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監査等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。</p> <p>(3) 加算の算定 加算額は、基本額に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価にの1.(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を、各月初日の教育標準時間認定を受けた利用子ども数で除して得た額とする。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)</p> <p><u>5. 処遇改善等加算Ⅱ (24)</u> (1) 加算の要件及び加算の認定 加算の要件及び加算の認定は別に定めるところによる。 (2) 加算額の算定 加算額は、処遇改善等加算 - 及び - の別に定められる額にそれぞれ対象人数を乗じて得た額の合計を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)</p> <p><u>6. 冷暖房費加算 (25)</u> (1) 加算の要件 全ての施設に加算する。 (2) 加算額の算定 加算額は、以下の地域の区分に応じて定める額とする。</p> <table border="1" data-bbox="1200 1118 2152 1342"> <tr> <td>一級地</td> <td>国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)別表に規定する一級地をいう。</td> </tr> <tr> <td>二級地</td> <td>国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する二級地をいう。</td> </tr> <tr> <td>三級地</td> <td>国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する三級地をいう。</td> </tr> <tr> <td>四級地</td> <td>国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する四級地をいう。</td> </tr> <tr> <td>その他地域</td> <td>上記以外の地域をいう。</td> </tr> </table> <p><u>7. 施設関係者評価加算 (26)</u> (1) 加算の要件 認定こども園法施行規則第24条又は学校教育法施行規則第39条において準用する第67条の規定に準じて、保護者その他の施設の関係者(施設職員を除く。)による評価を実施</p>	一級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)別表に規定する一級地をいう。	二級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する二級地をいう。	三級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する三級地をいう。	四級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する四級地をいう。	その他地域	上記以外の地域をいう。
一級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)別表に規定する一級地をいう。										
二級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する二級地をいう。										
三級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する三級地をいう。										
四級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する四級地をいう。										
その他地域	上記以外の地域をいう。										

改正後	改正前
<p>8. 除雪費加算 (28) (略)</p> <p>9. 降灰除去費加算 (29) (略)</p> <p>10. 施設機能強化推進費加算 (30) (略)</p>	<p>し、その結果をホームページ・広報誌への掲載、保護者への説明等により広く公表する場 合に加算する。 評価の内容等については、「幼稚園における学校評価ガイドライン」(これに準じて自治 体が作成したものを含む。)に準拠し、認定こども園法施行規則第 23 条又は学校教育法施 行規則第 39 条において準用する第 66 条の規定により行った自己評価等に関する情報提 供、授業・行事等の活動の公開、園長等との意見交換の確保などに配慮して実施するもの とする。 (注)本加算の適用の有無は認定こども園全体(教育標準時間認定及び保育認定)を通じて行われ るものであること。</p> <p>(2) 加算の認定 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するにあたっては、 その施設の設置者からその旨の申請(施設名、加算の適用開始年度、評価の実施状況が分 かる資料等)を毎年 12 月末までに提出させ、必要な審査を行うこと。 (注)評価者の委嘱や会議の開催予定等により、当年度に評価や結果の公表(評価報告書の作成が 翌年度以降となるため、結果の公表が翌年度になる場合を含む。)が行われることが確認でき る場合は本加算の対象とする。その場合、市町村は評価や結果の公表が確実に行われているこ とを事後に確認すること。</p> <p>(3) 加算額の算定 加算額は、定められた額を、3 月初日の教育標準時間認定を受けた利用子ども数で除し て得た額(算定して得た額に 10 円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とし、3 月初日 に利用する子どもの単価に加算する。</p> <p>8. 除雪費加算 (27) (1) 加算の要件 豪雪地帯対策特別措置法(昭和 37 年法律第 73 号)第 2 条第 2 項に規定する地域に所在 する施設に加算する。</p> <p>(2) 加算額の算定 加算額は、定められた額とし、3 月初日に利用する子どもの単価に加算する。</p> <p>9. 降灰除去費加算 (28) (1) 加算の要件 活動火山対策特別措置法(昭和 48 年法律第 61 号)第 12 条に規定する降灰防除地域に 所在する施設に加算する。</p> <p>(2) 加算額の算定 加算額は、定められた額を、3 月初日の教育標準時間認定を受けた利用子ども数で除し て得た額(算定して得た額に 10 円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とし、3 月初日 に利用する子どもの単価に加算する。</p> <p>10. 施設機能強化推進費加算 (29) (1) 加算の要件 施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全か</p>

改正後	改正前
	<p>つ、迅速な避難誘導体制を充実する等の施設の総合的な防災対策を図る取組^(注1・注2・注3)を行う施設で、以下の事業等を複数実施する施設に加算する。</p> <p>延長保育事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。）</p> <p>幼稚園型一時預かり事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの（年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。）私学助成の預かり保育推進事業、幼稚園長時間預かり保育支援事業、市町村の単独事業・自主事業（私学助成の国庫補助事業の対象に準ずる形態で実施されている場合に限る。）等により行う預かり保育を含む。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。）</p> <p>一時預かり事業（一般型）（子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの（年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。）。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。）</p> <p>ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること。また、私学助成の子育て支援活動の推進等により行う未就園児の保育、幼稚園型一時預かり事業により行う非在園児の預かりを含む。</p> <p>病児保育事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。）</p> <p>満3歳児（教育標準時間認定子どもに限る。）に対する教育・保育の提供（4月から11月までの各月初日を平均して満3歳児が1人以上利用していること。）</p> <p>乳児に対する教育・保育の提供（4月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上利用していること。）</p> <p>障害児（軽度障害児を含む。）^(注5)に対する教育・保育の提供（4月から11月までの間に1人以上の障害児の利用があること。）</p> <p>(注1) 取組の実施方法の例示 地域住民等への防災支援協力体制の整備及び合同避難訓練等を実施する。 職員等への防災教育、訓練の実施及び避難具の整備を促進する。</p> <p>(注2) 取組に必要な経費の額 取組に必要な経費の総額が、概ね15万円以上見込まれること。</p> <p>(注3) 支出対象経費 需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費（茶菓）、光熱水費、医療材料費）・役務費（通信運搬費）・旅費・謝金・備品購入費・原材料費・使用料及び賃借料・賃金・委託費（防災訓練及び避難具の整備等に要する特別の経費に限り、教育・保育の提供に当たって、通常要する費用は含まない。）</p> <p>(注4) 本加算の適用の有無は認定こども園全体（教育標準時間認定及び保育認定）を通じて行われるものであること。</p>

改正後	改正前
<p>1.1. 小学校接続加算(31) (略)</p> <p>1.2. 第三者評価受審加算(32)</p>	<p>(注5)市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。</p> <p>(2)加算の認定 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請を毎年12月末までに提出させ、必要性及び経費等について必要な審査を行うこと。</p> <p>(3)加算額の算定 加算額は、定められた額を、3月初日の教育標準時間認定を受けた利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。</p> <p>(4)実績の報告等 本加算の適用を受けた施設は、翌年4月末日までに実績報告書を市町村に提出すること。 なお、市町村は、本加算を行った施設について、検査時等に検証を行うこと。</p> <p>1.1. 小学校接続加算(30) (1)加算の要件 次の要件をすべて満たして小学校との連携・接続に係る取組を行う施設に加算する。 (注)本加算の適用の有無は認定こども園全体(教育標準時間認定及び保育認定)を通じて行われるものであること。 小学校との連携・接続に関する業務分掌を明確にすること。 授業・行事、研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動を実施していること。 小学校との接続を見通した教育課程又は保育課程を編成していること。なお、継続的な協議会の開催等により具体的な編制に向けた研究に着手していると認められる場合を含む。</p> <p>(2)加算の認定 (ア)加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請(施設名、加算の適用年度、小学校との連携・接続に係る取組等の実施状況等)が分かる資料等)を徴して確認すること。 (イ)当年度の3月時点で上記の要件を満たす取組が確認できれば、当年度の3月分の単価に加算する。</p> <p>(3)加算額の算定 加算額は、定められた額を、3月初日の教育標準時間認定を受けた利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。</p> <p>1.2. 第三者評価受審加算(31)</p>

改正後	改正前
(略)	<p>(1) 加算の要件 「幼稚園における学校評価ガイドライン」又は「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」等に沿って、第三者評価を適切に実施することが可能であると市町村が認める第三者評価機関（又は評価者）による評価（行政が委託等により民間機関に行わせるものを含む。）を受審し、その結果をホームページ等により広く公表する施設に加算する。 （注）本加算の適用の有無は認定こども園全体（教育標準時間認定及び保育認定）を通じて行われるものであること。</p> <p>(2) 加算の認定 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用開始年度、受審状況が分かる資料等）を毎年12月末までに提出させ、必要な審査を行うこと。 （注1）評価機関との間の契約書等により、当年度に第三者評価の受審や結果の公表（評価機関からの評価結果の提示が翌年度以降となるため、結果の公表が翌年度になる場合を含む。）が行われることが確認できる場合は本加算の対象とする。その場合、市町村は受審や結果の公表が確実に行われていることを事後に確認すること。 （注2）第三者評価の受審は5年に一度程度を想定しており、加算適用年度から5年度間は再度の加算適用はできないこと。</p> <p>(3) 加算額の算定 加算額は、定められた額を、3月初日の教育標準時間認定を受けた利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="510 150 999 177">別紙 4 (認定子ども園 (保育認定 2 ・ 3 号))</p> <p data-bbox="539 181 562 201">~</p> <p data-bbox="510 209 999 236">別紙 8 (事業所内保育事業 (保育認定 3 号))</p> <p data-bbox="501 268 560 295">(略)</p>	<p data-bbox="1552 150 2040 177">別紙 4 (認定子ども園 (保育認定 2 ・ 3 号))</p> <p data-bbox="1581 181 1603 201">~</p> <p data-bbox="1552 209 2040 236">別紙 8 (事業所内保育事業 (保育認定 3 号))</p> <p data-bbox="1543 268 1601 295">(略)</p>

改正後	改正前
別紙 9 (居宅訪問型保育事業 (保育認定 3 号))	別紙 9 (居宅訪問型保育事業 (保育認定 3 号))
<p><u>地域区分等</u> (略)</p> <p><u>基本部分</u> (略)</p>	<p><u>地域区分等</u></p> <p>1. <u>地域区分 ()</u> 支給認定保護者の居宅が所在する市町村ごとに定められた告示別表第一による区分を適用する。</p> <p>2. <u>認定区分 ()</u> 利用子どもの認定区分に応じた区分を適用する。</p> <p>3. <u>保育必要量区分 ()</u> 利用子どもの保育必要量に応じた区分を適用する。</p> <p><u>基本部分</u></p> <p>1. <u>基本分単価 ()</u></p> <p>(1) 額の算定 地域区分 ()、認定区分 ()、保育必要量区分 () (以下「地域区分等」という。) に応じて定められた額とする。</p> <p>(2) 基本分単価に含まれる職員構成 基本分単価に含まれる職員構成は以下のとおりであることから、これを充足すること。</p> <p>(ア) 保育従事者 基本分単価における必要保育従事者数は以下の と を合計した数であること。 家庭的保育者 (居宅訪問型保育事業に従事するために必要な研修を受講した者をいう。以下同じ。) 子ども 1 人につき 1 人 その他 a 保育標準時間認定を受けた子どもが利用する事業所については非常勤保育従事者 1 人 (注 1) b 上記 の家庭的保育者及び家庭的保育補助者 1 人当たり、研修代替保育従事者として年間 3 日分の費用を算定 (注 2) (注 1) 当該費用については、家庭的保育者の時間外手当等に充当しても差し支えないこと。 (注 2) 当該費用については、家庭的保育者及び家庭的保育補助者が研修を受講する際の受講費用や、時間外における研修受講の際の時間外手当等に充当しても差し支えないこと。</p>

改正後	改正前
<p><u>基本加算部分</u> (略)</p>	<p><u>基本加算部分</u></p> <p><u>1. 処遇改善等加算 ()</u></p> <p>(1) 加算の要件及び加算の認定 加算の要件及び加算の認定は別に定めるところによる。</p> <p>(2) 加算額の算定 加算額は、地域区分等に応じた単価に、別に定めるところにより認定した加算率×100を乗じて得た額とする。</p> <p><u>2. 資格保有者加算 ()</u></p> <p>(1) 加算の要件 家庭的保育者^(注)が保育士資格、看護師免許又は准看護師免許を有する事業所に加算する。 (注) 利用子どもに対して複数の家庭的保育者が保育を行う場合は、当該利用子どもを主に保育する家庭的保育者の資格の保有状況によること。</p> <p>(2) 加算の認定 加算の認定は、支給認定保護者が居住する市町村長が行うこととし、新たに加算の認定をするにあたっては、その事業所の設置者からその旨の申請(事業所名、加算の適用年月、家庭的保育者の有する保育士証、看護師免許証又は准看護師免許証の写し等)を徴して(1)の要件への適合状況を確認すること。</p> <p>(3) 加算額の算定 加算額は、地域区分等及び資格保有者の人数に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価に1の(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額とする。</p> <p><u>3. 休日保育加算 ()</u></p> <p>(1) 加算の要件 日曜日、国民の祝日及び休日(以下、「休日等」という。)において、常態的^(注)に保育を必要とする保育認定子どもが利用する事業所に加算する。 (注) 各月における休日等の日数の合計に対して、概ね3/4以上の利用が見込まれること。</p> <p>(2) 加算の認定 (ア) 加算の認定は、支給認定保護者が居住する市町村長が休日等における利用状況を確認のうえ行うこととする。 (イ) 市町村長は、加算の認定がされている事業所について、申請等を通じてその状況を</p>

改正後	改正前
	<p>把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。</p> <p>(3)加算額の算定 加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価に1の(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額とする</p> <p>4.夜間保育加算()</p> <p>(1)加算の要件 母子家庭等の子どもの保護者が夜間及び深夜^(注)の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供すると市町村が認めた場合に適用する。 (注)概ね午後10時から午前5時の間に利用する日数が、各月における利用日数の合計に対して、概ね3/4以上見込まれること。</p> <p>(2)加算の認定 (ア)加算の認定は、支給認定保護者が居住する市町村長が夜間及び深夜における利用状況を確認のうえ行うこととする。 (イ)市町村長は、加算の認定がされている事業所について、申請等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。</p> <p>(3)加算額の算定 加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価に1の(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額とする。</p> <p>5.連携施設加算()</p> <p>(1)加算の要件 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)(以下、「家庭的保育事業等設備運営基準」という。)第6条に定める連携施設を設定する事業所又は同第37条第一号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合に同第40条に定める居宅訪問型保育連携施設を設定する事業所に加算する。</p> <p>(2)加算の認定 (ア)加算の認定は、事業所が所在する市町村長が連携施設の設定状況を確認のうえ行うこととする。</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">加減調整部分</p> <p>1. 特定の日に保育を行わない場合 ()</p> <p>(1) 調整の適用を受ける事業所の要件 <u>事業所を利用する保育認定子どもについて、月曜日から土曜日までのうち特定の日に おいて保育の利用希望が無いなど、保育認定子どもが利用しない日が予め決まっている ときに保育を行わない事業所に適用する。</u></p> <p>(2) 調整の適用を受ける事業所の認定 (ア) <u>調整の適用は、支給認定保護者が居住する市町村長が各月の利用状況(予定)を確 認のうえ行うこととする。</u></p> <p>(イ) <u>市町村長は、調整の適用を受ける事業所について、申請等を通じてその状況を把握 し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の 属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用 が無いものとする。</u></p> <p>(3) 調整額の算定 調整額は、適用される基本分単価()、処遇改善等加算()、夜間保育加算 ()及び連携施設加算()の額の合計に、地域区分等に応じた調整率を乗じて得た <u>数に、過当たりの保育を行わない日数を乗じて得た額とする。(算定して得た額に 10 円 未満の端数がある場合は切り捨てる。)</u> <u>なお、本調整の算定上の「過当たりの保育を行わない日数」は、その月の特定の日に</u></p>	<p>(イ) 市町村長は、加算の認定がされている事業所について、申請等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。</p> <p>(3) 加算額の算定 加算額は、地域区分等及び障害・疾病のある子どもを保育する場合^(注)又はそれ以外の 場合の別に応じて定められた額とする。 (注) 家庭的保育事業等設備運営基準第37条第一号に規定する乳幼児に対する保育を 行う場合に同第40条に定める居宅訪問型保育連携施設を設定する場合をいう。</p> <p style="text-align: center;">加減調整部分</p> <p>1. 常態的に土曜日に行わない場合 ()</p> <p>(1) 調整の適用を受ける事業所の要件 <u>事業所を利用する保育認定子どもについて、土曜日に係る保育の利用希望が無いなど の場合に、月を通じて土曜日に保育を行わない事業所等^(注)に適用する。</u></p> <p><u>なお、他の保育所等と共同保育を実施することにより、施設を利用する保育認定子 どもの土曜日における保育が確保されている場合には、土曜日に開所しているものとして 取り扱うこと。</u> <u>(注) 土曜日に限らず、保育の提供が週6日未満となる事業所を含む。</u></p> <p>(2) 調整の適用を受ける事業所の認定 (ア) <u>加算の認定は、支給認定保護者が居住する市町村長が土曜日等における利用状況を 確認のうえ行うこととする。</u></p> <p>(イ) 市町村長は、調整の適用を受ける事業所について、申請等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用が無いものとする。</p> <p>(3) 調整額の算定 調整額は、適用される基本分単価()、処遇改善等加算()及び夜間保育加算 ()の額の合計に、地域区分等に応じた調整率を乗じて得た額とする。(算定して得 た額に 10 円未満の端数がある場合は切り捨てる。)</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="170 150 1115 209"><u>保育を行わない日数（閉所日数）を4（週）で除して算出（小数点第1位を四捨五入）すること。</u></p> <p data-bbox="152 288 300 347"><u>特定加算部分</u> （略）</p>	<p data-bbox="1189 300 1337 328"><u>特定加算部分</u></p> <p data-bbox="1149 373 1451 402">1. <u>処遇改善等加算（ ）</u></p> <p data-bbox="1149 410 1800 475">(1) 加算の要件及び加算の認定 加算の要件及び加算の認定は別に定めるところによる。</p> <p data-bbox="1149 520 2157 614">(2) 加算額の算定 加算額は、処遇改善等加算 - 及び - の別に定められる額を各月初日の利用子どもの単価に加算する。</p> <p data-bbox="1149 659 1473 687">2. <u>第三者評価受審加算（ ）</u></p> <p data-bbox="1149 695 2157 892">(1) 加算の要件 「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」等に沿って、第三者評価を適切に実施することが可能であると市町村が認める第三者機関による評価（行政が委託等により民間機関に行わせるものを含む。）を受審し、その結果をホームページ等により広く公表する事業所に加算する。 なお、当該加算については、1事業所につき1件までを限度とする。</p> <p data-bbox="1149 936 2157 1059">(2) 加算の認定 加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その事業所の設置者からその旨の申請（事業所名、加算の適用年度、受審状況が分かる資料等）を毎年12月末までに提出させ、必要な審査を行うこと。 （注1）評価機関との間の契約書等により、当年度に第三者評価の受審や結果の公表（評価機関からの評価結果の提示が翌年度以降となるため、結果の公表が翌年度になる場合を含む。）が行われることが確認できる場合は本加算の対象とする。その場合、市町村は受審や結果の公表が確実に行われていることを事後に確認すること。 （注2）第三者評価の受審は5年に一度程度を想定しており、加算適用年度から5年度間は再度の加算適用はできないこと。</p> <p data-bbox="1149 1327 2157 1484">(3) 加算額の算定 加算額は、定められた額を、3月初日に利用する子どもの単価に加算^{（注）}する。 （注）事業所所在市町村の利用子ども1人の単価に加算すること。なお、事業所所在市町村での利用がない場合については、当該事業所を利用する子どもが最も多く居住する市町村の利用子ども1人の単価に加算すること。</p>

改正後	改正前
別紙 10 (特例施設型給付・特例地域型保育給付費) (略)	別紙 10 (特例施設型給付・特例地域型保育給付費) (略)